

令和3年度決算認定に対する附帯決議

執行部におかれては、これまで意見を付してきた事項を真摯に受け止め、改善に向けた努力については評価する一方で、改善の余地のあるものも見受けられることから、令和3年度の決算認定にあたり、「認定第1号 令和3年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第8号 令和3年度浜田市水道事業会計決算認定について」及び「認定第10号 令和3年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について」に対し、下記のとおり決議する。

記

1 認定第1号 令和3年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

(1) 目標設定並びに事業評価及び事業の運用方法の改善について

予算執行率の高さを目的達成と捉えるような答弁があった。また、執行者としての主体性や積極性が感じられない説明をする場面も見受けられた。今後は事業の制度設計において、適切な目標を明確に定め、執行後には予算の妥当性を振り返り、事業評価の精度を高め、市民福祉の向上に努められたい。

福祉事業においては申請主義となっている事業が多く、高齢者や障がい者など社会的弱者にとって利用しにくい状況が読み取れる。該当事業については事業内容を精査し、受け身にならず、適切な運用方法を検討されたい。

(2) 随意契約及び再委託について

随意契約の適用条項についてはホームページで公開しているが、その理由が明確になっていない。情報公開の観点から、島根県の対応に準じ、随意契約とした理由の公開を検討されたい。

また、事業の明確化の観点から、再委託の確認は文書で行うよう努められたい。

2 認定第8号 令和3年度浜田市水道事業会計決算認定について及び

認定第10号 令和3年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について

(1) 繰入金及び再委託について

繰入金について総務省が認める範囲内の繰り入れができることは理解

するが、公営企業会計の独立採算制の原則を第一に考え、より一層の経営改善に努められたい。

また、工事体制等の明確化の観点から、再委託の確認は文書で行うよう努められたい。

以上、決議する。

令和4年9月29日

浜 田 市 議 会